資料４

令和８年度向け
（令和７年〇月発行）

茨城県自治医科大学卒業医師向け
キャリア形成プログラム

―令和８年度（2026 年度）版―

【注意事項】
〇　本キャリア形成プログラムは、現状での一つのモデルです。各病院の実際の研修内容等は、個々のキャリアに合わせて決定していくことになります。
〇　本書には、県の派遣ルールに沿った勤務を行いながら取得可能な専門研修プログラムのモデルケースの一例を掲載しています。今後、自治医科大学卒業医師が希望する専門領域に応じてモデルケースを増やしていく予定です。

発行：茨城県地域医療支援センター

目　次

1　自治医科大学卒業医師のキャリア形成について　P1

2　専門研修プログラムのモデルケース例　P3

(1)　総合診療（北茨城市民病院）　P3

(2)　総合診療（筑波大学附属病院）　P4

(3)　内科（県立中央病院）　P5

(4)　内科（筑波大学附属病院）　P6

(5)　外科（県立中央病院）　P7

(6)　外科（自治医科大学附属病院）　P8

(7)　外科（筑波大学附属病院）　P9

(8)　小児科（県立こども病院）　P10

(9)　泌尿器科（筑波大学附属病院）　P11

(10)　皮膚科（筑波大学附属病院）　P12

(11)　精神科（筑波大学附属病院）　P13

(12)　産婦人科（筑波大学附属病院）　P14

※　県の派遣ルールに沿った勤務を行いながら取得が可能な専門研修プログラムのモデルケースの一例を掲載

自治医科大学卒業医師のキャリア形成について

1　自治医科大学卒業医師の勤務について

自治医科大学卒業医師は、卒業と同時に茨城県職員として採用され、茨城県立中央病院での 2 年間の臨床研修後、原則として、残りの 7 年間をへき地医療拠点病院等の指定公立病院等で地域医療に従事することとなります。

〇勤務ローテーション例

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分	臨床研修 県立中央病院		へき地医療拠点病院等 （専門研修等）			へき地医療拠点病院等			
身分	県職員								

※臨床研修後、2 年間を上限に後期研修の実施が可能です(詳細は、次ページの 3 を参照)。

2　自治医科大学医学部修学資金貸与制度について

貸与額／人		6 年間計　2,300 万円
返還免除要件	勤務期間	修学資金の貸与を受けた期間の 2 分の 3（9 年間）
	勤務場所	・　学校法人が修学生の第 1 次試験の試験地の属する都道府県の知事の意見を聴いて指定する公立病院等※1に勤務。 ・　勤務期間の 2 分の 1 の期間は知事が指定するへき地等の指定公立病院等※2に勤務。 **※1 指定公立病院等** ・　出身地の都道府県立病院 ・　知事の指示に基づき勤務する市町村立病院、その他の公的医療機関等 （都道府県立病院・診療所、市町村立病院・診療所、地方公共団体組合立病院・診療所、国保病院・診療所、日赤病院、済生会病院、厚生連病院（厚生連が設立した「社会医療法人」を含む。）、北海道社会事業協会） **※2 知事が指定するへき地等の指定公立病院等** ・　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法の指定地域における公立病院等、並びにへき地医療拠点病院 （常陸大宮市美和診療所、城里町七会診療所、北茨城市民病院、県立中央病院、石岡第一病院、常陸大宮済生会病院、水戸中央病院）
猶予等 （義務外の勤務等）		・　後期研修制度（県外で勤務する場合） ・　県職員規程に基づく休業等（育児休業、介護休業など）

３　後期研修制度について

(1)　臨床研修後に、本人の意向により、2 年を超えない範囲で実施する事ができます。

(2)　県内の医療機関で勤務する場合は、義務内として扱い、県外の医療機関で勤務する場合は、義務外として扱います。

(3)　専門研修プログラムを修了し、専門医資格を取得した後に、後期研修を実施することはできません。

(4)　後期研修を行う事が可能な医療機関

①　研修の成果が期待できる県内の公的医療機関又は大学病院

②　研修の成果が期待できる県の政策医療に参画する医療機関

③　学校法人自治医科大学又は国立高度専門医療研究センター

４　専門医資格の取得について

(1)　新専門医制度の研修プログラムには医師 3 年目から登録することができます。

(2)　専門研修プログラムに登録するかは本人の希望によるものとし、診療科（基本領域。以下同じ。）についても自由に選択することができますが、県の派遣ルールに沿った勤務が可能な研修プログラムに限ります。（専門研修の研修年限が４年を超える診療科を選択した者については、義務期間中において当該診療科の専門研修を実施できる期間を４年までは保証します。）

(3)　研修プログラムによる勤務先が、へき地医療拠点病院等の指定公立病院等の場合は、通常派遣（義務内）として扱い、その他の大学病院や民間病院等の場合は、後期研修制度による勤務とします。

(4)　専門研修登録後の勤務先については、修学資金貸与制度に係る義務を果たしながら、専門医資格を取得できるよう、本人の意向を踏まえ、各プログラム責任者と県で協議の上決定します。

※　県の派遣ルールに沿った勤務を行いながら取得が可能な専門研修プログラムのモデルケースの一例を次ページ以降に記載しています。今後、自治医科大学卒業医師が希望する専門領域に応じてモデルケースを増やしていく予定です。

５　女性医師対策等について

妊娠、出産、育児等の期間中の勤務環境について、関係者間で協議の上、配慮します。

①勤務先の配慮

②フレックスタイム、育児短時間勤務※など

※勤務時間に応じて、修学資金貸与制度の返還免除要件に係る勤務期間に算入します。

（参考）本県における育児短時間勤務制度

小学校就学前の子を養育する場合には、常勤として短時間の勤務形態が可能。

・月～金 1 日 3 時間 55 分勤務（週 19 時間 35 分勤務）

・月～金 1 日 4 時間 55 分勤務（週 24 時間 35 分勤務）

・月～金のうち 3 日、1 日 7 時間 45 分勤務（週 23 時間 15 分勤務）

・月～金のうち 2 日は 7 時間 45 分勤務、1 日は 3 時間 55 分勤務（週 19 時間 25 分勤務）

６　義務明け後の進路

義務年限終了後も知事が指定するへき地医療拠点病院等の地域医療での勤務を希望する場合は、引き続き県職員として勤務ができるよう対応します。

総合診療

義務延長期間：なし

基幹施設名：北茨城市民病院

<table>
<tr><th>年数＼月</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th></tr>
<tr><td>1年目</td><td colspan="12">a：北茨城市民病院
（総診Ⅱ）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2年目</td><td colspan="6" rowspan="3">a：県立中央病院（内科）</td><td colspan="6">a：県立中央病院（内科等）</td></tr>
<tr><td colspan="6">A：県立こころの医療センター（精神科）</td></tr>
<tr><td colspan="6">A’：日立総合病院、筑波大学附属病院
（整形外科等）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3年目</td><td colspan="3">a：県立中央病院
（救急科）</td><td colspan="3">A：県立こども病院
（小児科）</td><td colspan="6" rowspan="2">a：北茨城市民病院附属家庭医療センター
（総診Ⅰ）</td></tr>
<tr><td colspan="6">A’：日立総合病院、筑波大学附属病院
（小児科、救急科）</td></tr>
</table>

※　1年目は市民病院、3年目後期は家庭医療センターでの研修となります。

※　2年目後期は、内科、整形外科、精神科、皮膚科を選択可能です。

※　3年目前期は、救急科、小児科を3ヶ月ごとのローテーションとなります。

A：通常派遣（義務内）
※指定公立病院等

a：通常派遣（義務内）
※知事が指定するへき地等の指定公立病院等

A’：後期研修（義務内）

☆上記は一つのモデルケースであり、専攻医の希望などに沿い具体的なプログラムを調製します。

総合診療

義務延長期間：なし　　基幹施設名：筑波大学附属病院

<table>
<tr><th>年数＼月</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th></tr>
<tr><td>1年目</td><td colspan="6">A'：筑波大学附属病院</td><td colspan="6">A'：筑波メディカルセンター病院</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2年目</td><td colspan="6" rowspan="2">A：水戸協同病院</td><td colspan="6">A：笠間市立病院、利根町国保診療所、
神栖済生会病院</td></tr>
<tr><td colspan="6">a：北茨城市民病院附属家庭医療センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3年目</td><td colspan="6" rowspan="2">A'：筑波大学附属病院、
筑波メディカルセンター病院</td><td colspan="6">A：神栖済生会病院</td></tr>
<tr><td colspan="6">a：北茨城市民病院</td></tr>
<tr><td>4年目</td><td colspan="12">a：北茨城市民病院附属家庭医療センター</td></tr>
</table>

A：通常派遣（義務内）
※指定公立病院等

a：通常派遣（義務内）
※知事が指定するへき地等の指定公立病院等

A'：後期研修（義務内）

☆上記は一つのモデルケースであり、専攻医の希望などに沿い具体的なプログラムを調製します。

内科

義務延長期間：なし

基幹施設名：県立中央病院

<table>
<tr><th>年数＼月</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th></tr>
<tr><td>1年目</td><td colspan="12">a：県立中央病院
（2ヶ月毎内科ローテーション）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2年目</td><td colspan="6" rowspan="3">a：県立中央病院
（2ヶ月毎内科ローテーション）</td><td colspan="6">a：北茨城市民病院、常陸大宮済生会病院、石岡第一病院　など</td></tr>
<tr><td colspan="6">A：水戸協同病院、水戸済生会総合病院、県西部メディカルセンター、神栖済生会病院　など</td></tr>
<tr><td colspan="6">A'：小山記念病院 など</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3年目</td><td colspan="6">a：北茨城市民病院、常陸大宮済生会病院、石岡第一病院　など</td><td colspan="6" rowspan="2">a：県立中央病院</td></tr>
<tr><td colspan="6">A：水戸協同病院、水戸済生会総合病院、県西部メディカルセンター、神栖済生会病院　など</td></tr>
<tr><td colspan="6">A'：小山記念病院 など</td><td colspan="6">a：連携施設：北茨城市民病院、常陸大宮済生会病院、石岡第一病院
特別連携施設：常陸大宮市国民健康保険美和診療所、城里町国民健康保険七会診療所</td></tr>
</table>

A：通常派遣（義務内）
※指定公立病院等

a：通常派遣（義務内）
※知事が指定するへき地等の指定公立病院等

A'：後期研修（義務内）

☆上記は一つのモデルケースであり、専攻医の希望などに沿い具体的なプログラムを調製します。

内科

義務延長期間：なし　　基幹施設名：筑波大学附属病院

年数＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年目	a：県立中央病院											
2年目	A：水戸協同病院、茨城西南医療センター病院											
	A'：筑波大学附属病院											
	A'：日立総合病院、ひたちなか総合病院、水戸医療センター、筑波メディカルセンター病院											
3年目	A：水戸協同病院、茨城西南医療センター病院											
	A'：筑波大学附属病院											
	A'：日立総合病院、ひたちなか総合病院、水戸医療センター、筑波メディカルセンター病院											

※こちらのプログラムは、将来、循環器専門医の取得を目指す方向けのプログラムになります。

A：通常派遣（義務内）
※指定公立病院等

a：通常派遣（義務内）
※知事が指定するへき地等の指定公立病院等

A'：後期研修（義務内）

☆上記は一つのモデルケースであり、専攻医の希望などに沿い具体的なプログラムを調製します。

外科

義務延長期間：なし　　基幹施設名：県立中央病院

年数＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年目	a：**県立中央病院**（消化器・血管・呼吸器・乳腺・循環器）											
2年目	A：県立こども病院（小児・心臓血管）、水戸協同病院（消化器・一般）、水戸済生会総合病院（循環器）											
	a：**県立中央病院**、常陸大宮済生会病院(消化器・一般)、北茨城市民病院(消化器・一般)											
	A'：ひたちなか総合病院（消化器・一般）											
3年目	A：県立こども病院（小児・心臓血管）、水戸協同病院（消化器・一般）、水戸済生会総合病院（循環器）											
	a：**県立中央病院**、常陸大宮済生会病院(消化器・一般)、北茨城市民病院(消化器・一般)											
	A'：ひたちなか総合病院（消化器・一般）											

※3年間のうち2年間は県立中央病院で、外科の基礎を研修してもらうことになります。

※多くの場合は、2年目に半年～1年程度連携施設での研修を行い、3年目は基幹施設に戻って修了・専門医試験に向けて残りの研修を行う想定です。

A：通常派遣（義務内）
※指定公立病院等

a：通常派遣（義務内）
※知事が指定するへき地等の指定公立病院等

A'：後期研修（義務内）

☆上記は一つのモデルケースであり、専攻医の希望などに沿い具体的なプログラムを調製します。

外科

義務延長期間：1年

基幹施設名：自治医科大学附属病院

年数＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年目	A：古河赤十字病院											
	a：常陸大宮済生会病院											
2年目	A：古河赤十字病院											
	a：常陸大宮済生会病院											
	A'：結城病院											
3年目	B：自治医科大学附属病院											

A：通常派遣（義務内）
※指定公立病院等

a：通常派遣（義務内）
※知事が指定するへき地等の指定公立病院等

A'：後期研修（義務内）

B：後期研修（義務外）

☆上記は一つのモデルケースであり、専攻医の希望などに沿い具体的なプログラムを調製します。

外科

義務延長期間：なし　　基幹施設名：筑波大学附属病院

年数＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年目	a：県立中央病院 （消化器・血管・呼吸器・循環器）									A：県立こども病院 （小児・心臓血管）		
2年目	A'：筑波大学附属病院 （一般・乳腺）											
	A'：日立総合病院 （一般・乳腺）											
3年目	A'：筑波大学附属病院 （一般・乳腺）											
	A'：日立総合病院 （一般・乳腺）											

※こちらのプログラムは、将来、乳腺専門医の取得を目指す方向けのプログラムになります。

A：通常派遣（義務内）
※指定公立病院等

a：通常派遣（義務内）
※知事が指定するへき地等の指定公立病院等

A'：後期研修（義務内）

☆上記は一つのモデルケースであり、専攻医の希望などに沿い具体的なプログラムを調製します。

小児科

義務延長期間：なし　　基幹施設名：県立こども病院

年数＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年目	A：県立こども病院（小児総合、新生児、循環器）											
2年目	A：県立こども病院（小児救急、小児血液腫瘍、超音波）											
3年目	A：連携病院：水戸済生会総合病院／関連病院：茨城県西部メディカルセンター											
	a：関連病院：常陸大宮済生会病院、茨城県立中央病院											
	A'：連携病院：筑波大学附属病院、日立総合病院、ひたちなか総合病院、茨城福祉医療センター／関連病院：茨城東病院											

A：通常派遣（義務内）
※指定公立病院等

a：通常派遣（義務内）
※知事が指定するへき地等の指定公立病院等

A'：後期研修（義務内）

☆上記は一つのモデルケースであり、専攻医の希望などに沿い具体的なプログラムを調製します。

泌尿器科

義務延長期間：なし　　基幹施設名：筑波大学附属病院

年数＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年目	A'：筑波大学附属病院											
2年目	A：水戸済生会総合病院、茨城西南医療センター病院、龍ヶ崎済生会病院											
	a：県立中央病院											
	A'：日立総合病院、ひたちなか総合病院、水戸医療センター、小山記念病院、筑波メディカルセンター病院、筑波学園病院、つくばセントラル病院、霞ヶ浦医療センター											
3年目	A：水戸済生会総合病院、茨城西南医療センター病院、龍ヶ崎済生会病院											
	a：県立中央病院											
4年目	A：水戸済生会総合病院、茨城西南医療センター病院、龍ヶ崎済生会病院											
	a：県立中央病院											

A：通常派遣（義務内）
※指定公立病院等

a：通常派遣（義務内）
※知事が指定するへき地等の指定公立病院等

A'：後期研修（義務内）

☆上記は一つのモデルケースであり、専攻医の希望などに沿い具体的なプログラムを調製します。

皮膚科

義務延長期間：なし　　基幹施設名：筑波大学附属病院

年数＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年目（義務3年目）	A'：筑波大学附属病院											
（義務4年目）	へき地医療拠点病院等											
（義務5年目）	へき地医療拠点病院等											
（義務6年目）	へき地医療拠点病院等											
2年目（義務7年目）	A：水戸赤十字病院、水戸協同病院、土浦協同病院											
	a：県立中央病院											
3年目（義務8年目）	A：水戸赤十字病院、水戸協同病院、土浦協同病院											
	a：県立中央病院											
4年目（義務9年目）	A：水戸赤十字病院、水戸協同病院、土浦協同病院											
	a：県立中央病院											
5年目（義務明け）	筑波大学附属病院皮膚科専門研修プログラムの研修病院											

※

〔義務年限終了〕

※専門研修プログラムを一時中断し、へき地医療拠点病院等で勤務。
　ただし、勤務先医療機関との調整により、週1日の研修日にカリキュラム制の専門研修の実施も可能。

A：通常派遣（義務内）
※指定公立病院等

a：通常派遣（義務内）
※知事が指定するへき地等の指定公立病院等

A'：後期研修（義務内）

☆上記は一つのモデルケースであり、専攻医の希望などに沿い具体的なプログラムを調製します。

精神科

義務延長期間：なし　　基幹施設名：筑波大学附属病院

<table>
<tr><th>年数＼月</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1年目</td><td colspan="6">A’：筑波大学附属病院</td><td colspan="6">A’：石崎病院、栗田病院、水海道厚生病院</td></tr>
<tr><td colspan="6">A’：石崎病院、栗田病院、水海道厚生病院</td><td colspan="6">A’：筑波大学附属病院</td></tr>
<tr><td colspan="12">A’：筑波大学附属病院</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2年目</td><td colspan="12">A：県立こころの医療センター</td></tr>
<tr><td colspan="12">A’：朝田病院、石崎病院、大原神経科病院、鹿島病院、栗田病院、汐ヶ崎病院、
ホスピタル坂東、水海道厚生病院、宮本病院</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3年目</td><td colspan="12">A：県立こころの医療センター</td></tr>
<tr><td colspan="12">A’：朝田病院、石崎病院、大原神経科病院、鹿島病院、栗田病院、汐ヶ崎病院、
ホスピタル坂東、水海道厚生病院、宮本病院</td></tr>
</table>

※「A’：後期研修（義務内）」は2年を超えない範囲で実施

A：通常派遣（義務内）
※指定公立病院等

a：通常派遣（義務内）
※知事が指定するへき地等の指定公立病院等

A’：後期研修（義務内）

☆上記は一つのモデルケースであり、専攻医の希望などに沿い具体的なプログラムを調製します。

産婦人科

義務延長期間：なし　　基幹施設名：筑波大学附属病院

年数＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年目	A'：筑波大学附属病院											
2年目	A：水戸済生会総合病院、茨城西南医療センター病院、龍ヶ崎済生会病院											
	a：県立中央病院											
	A'：日立総合病院、小山記念病院、筑波メディカルセンター病院、筑波学園病院、つくばセントラル病院、霞ヶ浦医療センター、総合守谷第一病院											
3年目	A：水戸済生会総合病院、茨城西南医療センター病院、龍ヶ崎済生会病院											
	a：県立中央病院											
	A'：日立総合病院、小山記念病院、筑波メディカルセンター病院、筑波学園病院、つくばセントラル病院、霞ヶ浦医療センター、総合守谷第一病院											

※「A'：後期研修（義務内）」は2年を超えない範囲で実施

A：通常派遣（義務内）
※指定公立病院等

a：通常派遣（義務内）
※知事が指定するへき地等の指定公立病院等

A'：後期研修（義務内）

☆上記は一つのモデルケースであり、専攻医の希望などに沿い具体的なプログラムを調製します。